平成22年8月日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

申請者

住所 山梨県甲州市勝沼町休息 1187 番地 1 氏名 塚田 純子 印

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人すてっぷ・あっぷる
- 2 代表者の氏名 塚田 純子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町休息1187番地1
- 4 定款に記載された目的

この法人は、子育て家庭の親とその子ども、妊産婦や将来親になる者、並びに地域子育て支援者に対して、育児不安・悩みの緩和、子育て・親育ちに関する各種事業を行い、家庭と地域の育児力の向上と、子どもの心と体の健全な成長発達を促し、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

設立趣旨書

一 趣旨

1 子育てをめぐる現在の状況

(1) 家庭の役割の重要性

家庭は、人間形成や心の安らぎ、そして潤いを与えるための生活基盤であり、子どもを産 み育てる上で極めて重要な役割を担っています。

- (2) 家庭・家族を取り巻く状況変化
 - ①家庭・家族を取り巻く状況変化

しかし近年、日本の社会は著しく変化し、それに伴って、子どもの発達にとって重要な役割を持つ家庭、地域社会も変化してきました。

②社会の変化・地域社会の変化・家庭の変化

産業構造の変化とそれに伴う雇用労働者の増加、都市化などによる「社会の変化」、自然や遊び場の減少、近所づきあいの疎遠化と互助の衰退などによる「地域社会の変化」、そして少子化・核家族化・高学歴志向化・共働き家庭の増加・離婚の増加・育児不安を訴える母親の増加などによる「家庭の変化」が、それぞれ、時に緩やかに、時に急激に進行して、現在に至っています。

また2008年の金融危機は百年に一度の経済不況といわれ、それ以降は、終身雇用制の崩壊や非正規雇用の拡大、失業の増大などの「雇用不安」と、経済情勢の著しい変化がもたらした「生活不安」など、大きな変化が日本社会を覆っております。

(3) 子育ての難しい時代

①恵まれた時代の子育てが難しい

日本では子どもの数が減り、一方で家電・外食産業・家事代行サービスなどの普及による 家事省力化によって、現在は本来ならゆったりと育児ができそうな、恵まれた時代にありま す。それなのに、実際には、ふつうの育児・子育てができなくなっている、難しくなってい ると言われています。

②難しさの理由とは

その理由は何でしょうか。

そこには、現在の経済情勢下において、就労している親にとっての就労条件と保育条件のミスマッチといった現実の生活における育児の困難さも厳然としてあり、また育児不安や育児の悩みといった意識レベルでの負担感覚、日本社会が「育児・子育てコストが高い社会である」という将来不安心理が、いわばないまぜに、人々の意識下にあるのではないかと言われているようです。

(4)子育て支援ニーズ

社会全体で子育て支援に取り組むことの重要性が高まっている現在、子育て支援に関する アンケートなどで常に要望の上位に挙がるのは、「子育て不安 (子育てのさまざまな心配)の 緩和解消」の問題です。

(5) 子育て不安解消のために何が求められているのか

情報化社会といわれる現在、子育てについてもワンクリックで膨大な情報が瞬時に得られるようになり、そして科学技術も進歩し、多くの公的施策・対策が採られていて恵まれた環境にあるといわれているにもかかわらず、人々に子育て不安の声があふれているのは、なぜでしょうか。

そこには、容易に入手できた多くの知識や情報が、実は細切れ断片的にしか私たちに届かず、現実的な生活のモデルに組み立てられないということが原因しているのでないか、また現実的な生活のモデルにしていくための情報を選び取り、読み解いていくための、アドバイスを受けたり、したりする人と人との「対話」機会が減少、ないし欠如してきているのではないか、と考えられるのです。

そのような推論をしたのは、先進国の中で、日本がもっとも「社会的孤立」度の高い国で あることが示されていたからです。

OECDの報告書では、「社交のために友人、同僚又は家族以外の者と、全く、あるいはごくたまにしか会わないという者」の比率を「社会的孤立」度として測定しています。それによると、日本は15%台で、先進国中最低という結果でした(オランダは2%台、アメリカは5%台、韓国では10%台である。2005年、OECD)。

山梨県内は日本社会の例外だと思いたいところですが、私たちへ寄せられる相談事例をは じめとして、核家族化、職住分離が進み、車社会の山梨ですので、「対向車のすれ違いの時の 会釈くらいしか、近所の人に会わない」という近所づきあいも珍しくなくなってきており、 思い当たる節があるところです。

(6) 育児力のサポート

家庭は、人間形成や心の安らぎ、そして潤いを与えるための生活基盤であり、子どもを産 み育てる上で極めて重要な役割を担い、育児に責任を負い子どもと最も長く関わるのは家庭 であり、私たちのような子育て支援組織も一時的な支援ということになります。

そこで私たちは、子育て支援の目的を、「個々の親子が地域の中で、他の親子や地域住民・関係諸機関に助けられたり、また助けたりしながら、自ら主体的に自信をもって育児の実生活を営んでいくモデルを持てるようになってもらうこと、それを『育児力』と呼び、そうした力を身につけてもらうこと」と設定したいと思います。

私たちは、ネットワークをフルに活用する中で、子育てに関する情報や知識を適切に読み 解いていきます。

そして、子育てをする家庭が、対話を通じて「現実的な育児生活のモデル」を組み立てて もらえるように、家庭や親族・地域・関係諸機関との対話・協働・連携を進めることで協力 しあい、入手した情報を読み解き整理し、必要な人に提供していく、届けていくことによっ て、子育て家庭をサポートしていきたいと思います。

育児に責任を負い、子どもと最も長く関わるのは家庭ですから、全ては家庭における育児

力養成に主眼を置き、サポートしていきたいと思います。

(7)活動を広げ、継続していくことの大切さ

こうした子育て支援活動は、一朝一夕に成果が出るものではありません。

地域社会が完璧でない親、失敗しながらも親として育っていく姿を「暖かく」見守り、できる「協力」をすることが、「地域の育児力」として求められております。

では、どのように地域の育児力を向上させていけばいいのでしょうか。反省しながらがん ばる親の努力を認め、助けたり助けられたりの豊かな関係づくりを着実に積み上げていくこ とが欠かせないと思います。

そこで私たちは、その活動を通じて、適時適切に継続して情報発信し、子育て親育ちへの 理解と実践の輪を地域にも広めていくことが必要だと思います。

家庭や親族・地域・諸機関との連携と協力を継続していく中で、よりよいもの、より洗練されたものが学び取られ、理解と実践の輪が広がるとともに、より多くの支持が得られ活動は持続していけるものと思います。

気持ちにゆとりの持てる包容力が地域に(山梨に)あり、実践を通じて豊かなケアと学びの共生空間を作り上げていくことが大切です。子育てを暖かく見守るゆとりある地域社会を作っていかなければならないと思います。

2 私たちのめざすこと(法人の目的)

1のような現在の子育でを取り巻く状況を踏まえて、私たちは、上記に掲げるような課題に取り組み、問題を少しでも解決していくために、私たちはその経験を基に、「子育で家庭の親とその子ども、妊産婦や将来親になる者、並びに地域子育で支援者に対して、育児不安・悩みの緩和、子育で・親育ちに関する各種事業を行い、家庭と地域の育児力の向上と、子どもの心と体の健全な成長発達を促し、もって児童福祉の増進に寄与すること」を目的として、活動していきたいと思います。

3 行っていく事業

(1) 定款第5条に掲げる事業

私たちは、上記の目的を達成するために、定款に次の特定非営利活動に係る事業を掲げて実施し、社会に貢献していきたいと思います。

- 1 子育て・親育ち事業
- 2 一時預かり事業 (第2種社会福祉事業)
- 3 地域子育で支援拠点事業 (第2種社会福祉事業)
- 4 個人の暮らしを支援する事業

5 各種団体との協働連携事業

(2) 各事業の概要

定款第1号(定款第5条第1号)事業

定款第1号(定款第5条第1号)事業は、「**子育て・親育ち事業**」という名称で展開する事業です。

子どもとその家族、妊婦や将来親になる者に子育てや親育ちに必要と思われる情報や資料を提供し、自発的な学びを支援する事業です。

保育園、幼稚園、小学校、中学校等にも呼びかけ、子育てや親育ちについて学習する出前講座、 講演会、コンサートの企画運営、子育て親育ちに関する相談等を行うものです。

学童期から思春期へと年齢が上がるにつれ、子育ての中心テーマは変化していきますが、年齢と相談内容に応じた適切な子育て親育ち「支援」をしていくために、福祉・教育関係機関などとの連携を深めて、子育て親育ちのヒントになるような講座や講演会、コンサート、相談会などを実施していきたいと思います。

講座の内容としては、心身の健康に関するもの(ストレス解消、コミュニケーションスキル、 食育や食の安全)、子どもの生活に関するもの(基本的な生活習慣、集団生活、いじめ問題)、子 どもの自己実現に関するもの(子どもの進路(進学・就職))などを企画いたしております。

定款第2号(定款第5条第2号)事業

定款第2号(定款第5条第2号)事業は、「**一時預かり事業(第2種社会福祉事業)**」です。

一時預かり事業とは、児童福祉法第6条の2第7項に事業の定義規定が置かれており、同規定及び厚生労働省令に基づいて実施されるもので、家庭において保育をうけることが一時的に困難となった乳児又は幼児を、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

定款第3号(定款第5条第3号)事業

定款第3号事業は、「地域子育て支援拠点事業(第2種社会福祉事業)」です。

①事業の概要

これは児童福祉法第6条の2第6項に事業の定義規定が置かれており、同規定及び厚生労働省令に基づいて実施されるもので、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であります。

児童福祉の理念に則り、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、 子どもの健全な育ちを促進することを目的として行われるものです。

広くとらえれば、1号事業に含まれるものと思いますが、実施形態、事業の成り立ちで1号 とは区分し、実施いたします。

②実施形態

実施形態は、「ひろば型」と呼ばれるもので、常設の広場を甲州市勝沼町勝沼 7 5 6 番地 1 所在の甲州市勝沼市民会館 1 階に開設し、子育て家庭の親とその子ども(概ね 3 歳未満の児童及

び保護者。以下「子育て親子」という)が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相 互に交流を図る場を提供するものといたします。

③事業内容

(a) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置し、ストレス解消、悩み相談のできる雰囲気のある場を提供すると共に、友達づくりなど子育て親子間の交流を深めるプログラムとして、ベビーマッサージ、赤ちゃんのわらべうた、幼児教室、リトミック、食育プログラム、親学習プログラムなどの各種プログラムを実施し、子育て技術を向上するための様々な学習の機会を提供します。

(b) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育でに自信をなくしたり、不安や悩みなどを持っている子育で親子に対して、頼れる相談相手となり、相談、援助を実施します。

(c) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする、身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供を行います。

(d) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に係わるスタッフとして活動することを希望する者等を 対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施いたします。

さらに、法令等の定める実施要件を備えて、上記内容を有する事業の担い手として、甲州 市の補助を受けて実施してまいります。

定款第4号(定款第5条第4号)事業

定款第4号(定款第5条第4号)事業は、「**個人の暮らしを支援する事業**」で、産前産後の妊産婦の自宅に出向いての家事援助や、「傾聴」(アクティブ・リスニング)ボランティアを行い、車社会、核家族化により頼れる者のいない母親たちの、子育て生活を支援するものです。

利用者宅に出向くことによって、大勢の中では対応が難しい個々人の切実な声を聴くことができるので、利用者の社会的孤立感の解消と生活の質向上が図れるものにしたいと思います。

定款第5号(定款第5条第6号)事業

定款第5号(定款第5条第6号)事業は、「各種団体との恊働連携事業」です。

子育てに関係する行政機関及び地域の様々な団体との連携の中で、企画されるイベントなど 様々な活動に参画し、共同で事業を実施することを持ちかけるなど、地域に根ざした「トータ ルで子育てにやさしいまちづくり」に向けて協力していく活動を行います。

4 法人格を必要とする理由

これまで、下記に述べるように、様々な活動を行ってきました。

しかし、法律上、任意団体では事業主体になることができないため、今後さらに活動を充実さ

せていくためにも、NPO法人の法人格を取得し活動していきたいと思った次第です。

二 申請に至るまでの経過

平成13年 「楽しい育児をしよう会」の立ち上げへの参画

平成13年、旧塩山市(現甲州市)内において、乳児を持つ母親がベビーマッサージを 行いながら交流する場として、助産師の声かけで「楽しい育児をしよう会」が立ち上がり、 楽しく育児をする活動がスタートしました。

その後、子育て中の母親がリフレッシュすることを目的として、託児付のエアロビクス 入門講座が始まりました。

平成16年 「子育て支援団体ママ&キッズサポートあっぷる」の立ち上げ

そして平成16年に、そこに参加していた母親たちの中から、教員、保育士など有資格者を中心に、お互いに助け合い、子育てを支援することを目的として、「子育て支援団体マ マ&キッズサポートあっぷる」が立ち上がりました。

それ以降、親子遊びやイベント、ベビーマッサージや赤ちゃんのわらべうたと絵本の読み聞かせ、エアロビクスや食育など、託児付で行う育児に関する各種講座を開催し、子育て家庭の親同士の交流を深める活動を行ってまいりました。

平成19年度 マタニティビクス開始・オープンルームオープン

さらに平成19年度には、独立行政法人社会福祉医療機構の助成を受けて、出産前の妊婦を対象に、心身のケア、より良いお産の手伝いをするため、助産師による心音・メディカルケアチェック、日本マタニティビクス協会認定インストラクターによる「マタニティビクス」を開始し、また未就園児とその親のために遊び場を提供するとともに自由に集える「オープンスペース」の事業も開始いたしました。

平成20年度 「家庭教育支援基盤形成事業」の「峡東支援チーム」の活動への参画とその 活動の継承

平成20年度には文部科学省の委託事業である「地域における家庭教育支援基盤形成事業」を山梨県教育委員会が実施し、その「峡東支援チーム」(県下、峡東地域における支援組織)のメンバーとして活動に参画し、甲州市・山梨市を中心に、小学校・幼稚園等への親育ち学習の出前講座や、子育てに関する相談業務、乳幼児も含めた親子で参加できる音楽コンサートの開催、子育て情報誌の発行等を行いました。

そして委託事業終了後には、その活動計画を引き継いで自主的に企画立案し、講座等を 運営してまいりました。

メンバーの備え

この間、私たちは、それぞれ子育て支援コーディネーター、子育てサポーターリーダー 等の資格を取得し、各自研鑽を深め、活動の展開と深化の準備を整えてまいりました。

活動の拡がり

そしてこの間、私たちの家庭でも子どもが成長し、その成長と共に、支援対象が乳幼児だけだったものが小中学生とその家族にも広がり、また活動内容や活動地域もそれに合わせて広がりを持つようになってまいりました。

さらに、こうして継続して活動を行っていくうちに、私たちの活動が信頼していただけるようになり、また新たな子育で・親育ちに関するニーズがあることを実感するようになりました。

こうして私たちは、より地域に密着した子育で・親育ち支援体制を拡充する必要性があることを認識し、それらに応えていこうと考えるようになりました。

設立総会の開催

そこで、甲州市を活動中心とした特定非営利活動法人として活動していこうと、平成2 2年7月16日開催の設立総会において、山梨県知事に設立の認証申請を行うことと決しました。

平成22年9月17日

特定非営利活動法人すてっぷ・あっぷる 設立代表者

> 住所 山梨県甲州市勝沼町休息 1187 番地 1 氏名 塚 田 純 子 印